

本校における不祥事防止対策

本校教職員は、日頃から教育に携わる者として、コンプライアンスを意識し、責任ある行動を心がけています。教職員一人一人が、子どもたちの未来を支えるという自覚と誇りを持ち、以下のルールを共有し、不祥事防止に取り組んでまいります。

- 【1】 個別指導の透明性と複数人対応の徹底
 - ・ 面談や個別指導は原則として複数人で対応し、密室状態を作らない。事前に学年主任等に連絡し、終了後に報告を行うことを徹底する。
 - ・ 電話、メール、SNS 等による生徒との私的なやり取りはしない。
- 【2】 個人情報の適切な取扱い
 - ・ 個人情報を含む書類やデータの持ち出しは原則禁止。やむを得ず持ち出す場合は、管理職の許可を得て、持出記録を適切に管理する。
 - ・ メールで複数人に送信する際は BCC を使用し、誤送信を防ぐため複数人で送信前に確認する。
- 【3】 安全運転・飲酒運転の防止・生徒の安全管理
 - ・ 交通法規を遵守する。万が一事故を起こした場合は冷静に対処し、適切な処置を行った後、速やかに管理職に報告する。
 - ・ 飲酒した場合は、いかなる理由があっても絶対に運転しない。飲酒の適量を守り、アルコールが翌日まで残らないようにする。
 - ・ 緊急の救急業務以外では、生徒を自家用車へ同乗させない。
- 【4】 体罰や言動によるハラスメントの防止
 - ・ 体罰は一切行わない。また、セクハラやパワハラに繋がる言動には十分注意する。
 - ・ アンガーマネジメントの意識を常に持ち、教職員間での相談体制を整える。
- 【5】 適正な会計処理
 - ・ 会計簿や関係帳簿等を適切に整理し、管理職による定期的な会計検査を実施する。
- 【6】 教職員の防犯意識の向上
 - ・ 県教委発行の「One IBARAKI」「コンプライアンスだより」などを活用し、定期的に研修を行う。
 - ・ 教職員は年1回、不祥事防止のためのチェックリストを利用して自己点検を行う。
- 【7】 校内の環境整備と安全管理
 - ・ 校内の危険個所を定期的に点検し、整理整頓や修繕を行う。
 - ・ 事故や不祥事が発生した場合は、速やかに管理職へ報告し、適切な対応を行う。

令和6年9月6日

茨城県立竜ヶ崎第二高等学校長 箕輪 文子